

名水はだの富士見の湯

指定管理者募集要項

令和7年10月

秦野市環境産業部
観光振興課

(目 次)

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定の期間	1
5	指定管理業務に要する経費等	2
6	個人情報の保護及び情報公開	2
7	リスクの分担	2
8	応募資格	2
9	提出書類	3
10	募集日程	4
11	質問の受付及び回答	4
12	現地説明会について	4
13	申請書の提出	5
14	選定方法	5
15	無効又は失格	6
16	プレゼンテーション	7
17	選定結果の公表	7
18	指定管理者の指定手続き	7
19	添付書類	7

名水はだの富士見の湯指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

名水はだの富士見の湯の管理運営業務を効果的及び効率的に運営するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び秦野市名水はだの富士見の湯条例（平成28年秦野市条例第32号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称及び所在

名称 名水はだの富士見の湯（以下「富士見の湯」という。）

所在 秦野市曾屋4553番地の1

(2) 施設の目的等

秦野市伊勢原市環境衛生組合が運営する「はだのクリーンセンター」の熱エネルギーを利用した施設であり、秦野市民の健康増進及び弘法山とその周辺の観光振興を図ることを目的としています。

(3) 施設の規模等

別紙「名水はだの富士見の湯施設管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、詳細については、仕様書のとおりとします。

- (1) 富士見の湯の使用の承認並びに利用に係る料金の收受、減免及び還付に関する業務
- (2) 富士見の湯の維持管理に関する業務
- (3) 富士見の湯の自主事業に関する業務
- (4) その他市長が承認する業務

4 指定の期間

令和8年10月1日から令和13年3月31日まで（4年半）の期間とします。

5 指定管理業務に要する経費等

指定管理業務に関する経費分担等は、次のとおりとします。なお、詳細については、仕様書のとおりとします。

- (1) 指定管理業務に係る経費は、施設使用料、駐車場、自主事業、飲食、物品販売、自動販売機等によって得られる収入及び自己資金により賄うこと。
- (2) 指定管理者は、毎月あらかじめ秦野市に申し出ている額等を、指定管理納付金として秦野市に支払うこと。
- (3) 施設又は備品の修繕は、原則、指定管理者がその負担において行うこと。
ただし、税込30万円以上の場合は、秦野市が負担するものとします。

6 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により個人情報の適正な管理のための必要な処置を行うとともに、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）の規定により積極的な情報公開に努めなければなりません。

7 リスクの分担

リスク管理を有効に行うため、想定されるリスクに対して秦野市と指定管理者との間で事前に適切なリスク分担を定めるものとします。なお、詳細については、仕様書のとおりとします。

8 応募資格

応募は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たす者となります。ただし、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

- (3) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）により、一般競争入札の参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中でないこと。
- (5) 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (7) 過去5年間で類似施設の運営実績があること。

9 提出書類

- (1) 名水はだの富士見の湯指定管理者指定申請書（秦野市名水はだの富士見の湯条例施行規則（平成28年秦野市規則第41号）第5号様式）
- (2) 事業計画書（概要版）（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2-1号）
- (4) 事業計画書（収支計画）（様式第2-2号）
- (5) 事業計画書（団体の概要等）（様式第2-3号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (8) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (9) 貸借対照表及び損益計算書（営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書）
- (10) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (11) 法人税の納税証明書（法人の場合に限る。）及び消費税の納税証明書
- (12) 地方税の納税証明書
- (13) 法人等の就業規則

※ (1)から(6)の様式は秦野市役所ホームページからダウンロードして入手してください。

※ (2)、(3)、(4)、(9)の書類には会社名等を表示しないでください。

10 募集日程

(1) 公募開始日	令和7年10月 1日 (水)
(2) 質問受付期限	令和7年10月20日 (月)
(3) 質問回答期限	令和7年10月24日 (金)
(4) 申請書受付期限	令和7年10月31日 (金)
(5) プレゼンテーション	令和7年11月17日 (月)

11 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法 質問書（様式第4号）に記入のうえ、電子メールで提出してください。E-mail : kankou@city.hadano.kanagawa.jp
- (2) 回答方法 市のホームページに掲載します。

12 現地説明会について

- (1) 日 時 令和7年10月15日 (水) 午前11時～
- (2) 場 所 名水はだの富士見の湯
- (3) 参加申込 参加を希望する団体等は、説明会前日までに「現地説明会参加申込書」（様式第5号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにてお申込みください。
E-mail : kankou@city.hadano.kanagawa.jp
- (4) その他
 - ア 現地説明会への参加は任意とします。
 - イ 参加者は1団体等につき2人までとします。
 - ウ 公平を期すため、現地説明会当日は、原則、質問は受け付けません。
質問は「11 質問の受付及び回答」のとおり受け付けますので、あらかじめ御了承ください。
 - エ 当日は、募集要項等の関係資料は配付しませんので、必要な場合は持参のうえ、御参加ください。

13 申請書の提出

- (1) 提出先 秦野市環境産業部観光振興課観光施設担当
(秦野市桜町一丁目3番2号 市役所教育庁舎1階)
電話 0463(82)9648

(2) 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時まで
なお、提出時に提出書類の確認を行いますので、提出日の3日前までに提出日時を御連絡ください。

(3) 提出方法 直接持参（郵送不可）
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出部数 正本1部、副本10部（様式第1-1～1-3号について
は、ワード及びエクセルで別途（CD）提出のこと）

(5) 注意事項

- ア 提出日の事前連絡は必ず行ってください。
- イ 提出された申請書類は、提出後の差し替えはできませんので、記載事項及び添付資料等の確認を十分に行ってください。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提出された書類は、必要に応じて複写します。
- オ 提出された書類に係る情報公開請求があった場合、「9 提出書類」の(2)事業計画書（概要版）（様式第1号）は公開資料とし、それ以外は非公開資料とします。また、指定管理者の指定に係る議案審議における取扱いも情報公開請求と同様とします。
- カ 申請書類作成及びプレゼンテーション等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- キ 申請書類提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

14 選定方法

名水はだの富士見の湯指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、提出された事業計画書及びプレゼンテーションの内容を次の審査項目に沿って審査し、原則として、評点の一番高い申請団体を指定管理者の候補者に、2番目に高い申請団体を指定管理者候補者の次点者に選定します（詳細については、別紙「名水はだの富士見の湯指定管理者候補の選定に係る評価基準書」を参照してください。）。

また、プレゼンテーションは、申請時に提出した事業計画書に基づき実施してください。

なお、同点の応募者が複数いた場合は、選定評価委員会において各応募者

の提案内容等を総合的に勘案し、協議のうえ最も適切と認められる者を選定します。

(1) 審査項目及び配点

審査項目	配点
1 入館者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。	25点
2 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。	25点
3 施設の効用を最大限に發揮し、管理面での費用対効果を図ること。	25点
4 一層の集客を図るため自主事業のプランを用意していること。	15点
5 本市の財政面に貢献するものであること。	10点
合計	100点

(2) 現指定管理者の実績による加減点

現指定管理者が次期指定管理者の選定に応募する場合、これまでの各年度における外部評価結果に応じた点数の平均を「実績評価点」とし、選定時の評点に加減点します。

評価	大変良好	良好	概ね良好	要改善
実績評価点	+5点	+2.5点	0	-2.5点

【実績評価点の計算例】

指定管理期間3年 1年目評価：良好、2年目評価：大変良好 の場合

※ 最終年度は選定時期以降に評価が行われるため未算入

$$(2.5 \text{ 点} + 5 \text{ 点}) \div 2 \text{ 年} = 3.75 \text{ 点}$$

⇒ 選定評価委員が付けた評点の平均点に3.75点を加算し、最終評点とする。

15 無効又は失格

募集要項に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。その他、選定評価委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適切と認められたもの。
- (5) 選定評価委員会委員及び秦野市職員への接触等により、不正に情報入手する等の事実が判明したとき。

16 プレゼンテーション

令和7年11月17日（月）に実施予定です。

実施場所、時間等については、後日、申請者へ通知します。

17 選定結果の公表

選定結果については、秦野市のホームページで公表するとともに、各申請者に文書で通知します。

18 指定管理者の指定手続き

- (1) 指定管理者の指定

選定評価委員会による指定管理者候補者の選定後は、指定管理者の指定の手続として、秦野市議会の指定の議決を経る必要があります。

- (2) 協定の締結

秦野市と指定管理者は、施設の管理運営全般について協定を締結します。

19 添付書類

- (1) 名水はだの富士見の湯指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書（概要版）（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2-1号）
- (4) 事業計画書（収支計画）（様式第2-2号）
- (5) 事業計画書（団体の概要等）（様式第2-3号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 質問書（様式第4号）
- (8) 現地説明会参加申込書（様式第5号）
- (9) 名水はだの富士見の湯利用者・売上実績
- (10) 名水はだの富士見の湯備品一覧
- (11) 指定管理者制度導入施設モニタリング指針